

政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示案の概要

1 政見放送及び経歴放送実施規程について

衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び都道府県知事選挙における政見の放送に関し必要な事項については、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）において定めている。

2 改正内容

政見放送及び経歴放送実施規程別表第一において定める基幹放送事業者について、滋賀県選挙管理委員会から「株式会社エフエム滋賀」の、徳島県選挙管理委員会から「株式会社エフエム徳島」の、愛媛県選挙管理委員会から「株式会社エフエム愛媛」の新規指定要望があったこと及び「大阪放送株式会社」が「株式会社ラジオ大阪」に、「読賣テレビ放送株式会社」が「読売テレビ放送株式会社」に社名変更したことから、所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

公布の日から施行する。